

富山市総合体育館 R コンセプション事業 に関する基本的な考え方

令和5年7月

富山市

目次

| | |
|---------------------------------|----|
| 1. 事業の概要..... | 1 |
| (1) 事業方式..... | 1 |
| (2) 対象施設..... | 1 |
| (3) 事業期間..... | 1 |
| (4) 事業スケジュール（予定）..... | 2 |
| (5) 事業範囲..... | 2 |
| (6) 事業者の収入に関する事項..... | 4 |
| (7) 事業者..... | 5 |
| 2. 要求水準書..... | 6 |
| 3. 市と事業者のリスク分担の基本的な考え方..... | 6 |
| 4. 事業の実施状況についてのモニタリング..... | 6 |
| 5. 事業者の権利義務等に関する制限及び手続き..... | 6 |
| (1) 事業者の保有する運営権の譲渡..... | 6 |
| (2) 事業者の株式の新規発行及び処分..... | 6 |
| 6. 事業者の募集及び選定に関する事項..... | 7 |
| (1) 募集及び選定方法..... | 7 |
| (2) 審査に関する事項..... | 7 |
| (3) 応募者の備えるべき参加資格要件..... | 7 |
| 7. 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項..... | 9 |
| (1) 事業の継続に関する基本的な考え方..... | 9 |
| (2) 事業の継続が困難となった場合の措置..... | 10 |
| 8. 選定スケジュール..... | 10 |

別紙一覧

| | |
|------|------------|
| 別紙 1 | 用語集 |
| 別紙 2 | リスク分担表 (案) |

基本的な考え方

富山市総合体育館については、これまで指定管理者制度により（公財）富山市スポーツ協会（以下、「スポーツ協会」）が維持管理・運営を行い、スポーツ・レクリエーションの中核施設として市民そしてプロスポーツ等のイベント開催などに広く利用されてきたが、竣工から 20 年以上が経過し、施設の老朽化や管理費の高止まりへの対応が課題となっている。

また、富山駅北エリアでは、2015 年の北陸新幹線開通や 2020 年の富山駅路面電車南北接続開業などを受けて、富山市芸術文化ホール（オーバード・ホール）の中ホールや富山市ブルーバール広場の整備が進み、まちづくりの大きな変革期を迎えている。富山市（以下、「本市」）が進めるコンパクトシティ戦略のさらなる推進に向けて、富山市総合体育館を中心市街地における集客・交流の中核施設の一つとして位置付け、多様な利用シーンの実現や収益モデルの検討が必要となっている。

本市では、2018 年より富山市総合体育館の民間事業化に向けた検討をスタートし、民間事業者への公募型サウンディング調査や民間活力導入可能性調査等を実施してきた。

さらに、2022 年 10 月にプロバスケットボールの B リーグ 1 部所属の富山グラウジーズが 2026 年に創設される新 B1 リーグへの参入の意志を表明したことで、厳格化される B リーグホームアリーナ検査要項におけるアリーナ基準（以下、「新 B1 アリーナ基準」）への対応も含めて、富山市総合体育館の運営のあり方についてさらなる検討が必要となった。

そこで、本市は、施設の収益化と長寿命化を実現し、新たなまちづくりの中核施設として賑わいを創出する拠点とすることを目的として、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）（以下、「PFI 法」）に基づく R (Rehabilitate) 方式及び PFI 法第 2 条第 6 項に定める公共施設等運営権（コンセッション）方式による事業化を想定している。

本書は、富山市総合体育館 R コンセッション事業（以下、「本事業」）を実施するにあたり、R 方式及びコンセッション方式の導入に係る PFI 法第 5 条及び第 18 条による実施方針の公表に先立ち、本事業に関する本市の考え方を整理し、本事業の実施を周知することを目的としている。

1. 事業の概要

(1) 事業方式

本事業の実施にあたっては、施設の収益化と長寿命化を達成するため、設計・改修等と維持管理・運営を一体事業として、民間事業者のノウハウや創意工夫を最大限に活用していくこととする。

そこで、本事業は、PFI 法に基づき、事業者が自らの提案をもとに施設の設計・改修等を行う R 方式により実施する。あわせて、維持管理・運営については、PFI 法第 2 条第 6 項に定める公共施設等運営権（コンセッション）方式により運営権を設定し、事業者が利用者や観客に対して多様なサービスの提供を行うことを想定する。これにより、市民サービスの質の向上を図るとともに、民間経営による収益の最大化を図り、本市の財政負担の軽減に繋がることを目指している。

なお、事業者の使用許可権限を付与するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に基づき、公の施設の指定管理者制度を併用することを想定している。

(2) 対象施設

本事業の対象施設は、以下の 2 施設とする。なお、対象施設全体を運営権の設定対象施設とすることを想定している。

- ・ 富山市総合体育館
- ・ 富山市 3x3 バスケットボールコート（以下、2 施設を「本施設」という。）

| | |
|---------------------|--|
| 富山市総合体育館 | 所在地： 富山市湊入船町 12 番 1 号 開業： 平成 11（1999）年 8 月 用途地域： 商業地域 敷地面積： 17,801.58 m ² 建築面積： 12,770.52 m ² 延床面積： 28,681.97 m ² 構造： 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 階級： 地下 1 階、地上 3 階 軒高： 22.04m 最高高さ： 25.00m 駐車場： 262 台 |
| 富山市 3x3 バスケットボールコート | 所在地： 富山市湊入船町 10 番 21 号 開業： 令和 3（2021）年 3 月 施設面積： 352.3 m ² コート： 11m×15mの専用コート 1 面 コート床： FIBA 公認の床材を使用 夜間照明： LED 照明 4 基 ゴール： 高さ調節が可能（2.134～3.048m） |

(3) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結の日（令和 6(2024)年 9 月を予定）から令和 21(2039)年 9 月末日までとすることを予定している。

（４）事業スケジュール（予定）

本事業におけるスケジュールは次の通り予定している。なお、各期間については事業者による提案を受けることを想定している。

| 時期 | 内容 |
|-----------------------------|-------------------------------|
| 事業契約 | 令和 6(2024)年 9 月 |
| 設計・改修等期間 ※休館期間が発生することを想定 | 令和 8(2026)年 9 月までに供用開始することを想定 |
| 維持管理・運営期間 | 供用開始から令和 22(2040)年 3 月末日まで |

（５）事業範囲

本事業は以下に示す業務を対象とする。具体的な業務内容については、実施方針等及び入札説明書等公表時において示す。

① 統括管理業務

- （ア）統括マネジメント業務
- （イ）総務・経理業務
- （ウ）セルフモニタリング業務
- （エ）その他、上記業務を実施する上で必要な関連業務

② 設計・期初修繕・改修業務

- （ア）事前調査業務
- （イ）設計業務及びその関連業務
- （ウ）各種申請等業務
- （エ）期初修繕・改修業務
- （オ）工事監理業務
- （カ）その他、上記業務を実施する上で必要な関連業務

③ 計画修繕業務

- （ア）修繕計画立案業務
- （イ）計画修繕業務
- （ウ）事業期間終了時の引継ぎ業務
- （エ）次期修繕計画立案業務
- （オ）その他、上記業務を実施する上で必要な関連業務

④ 開業準備業務

- （ア）前指定管理者からの引継ぎ業務

- (イ) 利用規約作成業務
- (ウ) 維持管理・運営業務に係る準備業務
- (エ) 供用開始前の予約受付業務
- (オ) 供用開始前の広報・誘致業務
- (カ) リニューアルオープン式典業務
- (キ) 行政等への協力業務
- (ク) その他、上記業務を実施する上で必要な関連業務

⑤ 維持管理業務

- (ア) 建築物保守管理業務
- (イ) 建築設備保守管理業務
- (ウ) 什器備品保守管理業務
- (エ) 清掃業務
- (オ) 環境衛生管理業務
- (カ) 警備業務
- (キ) 駐車場保守管理業務
- (ク) 植栽管理業務
- (ケ) 外構保守管理業務
- (コ) 事業期間終了時の引継ぎ業務
- (サ) その他、上記業務を実施する上で必要な関連業務

⑥ 運営業務

- (ア) 予約管理業務
- (イ) 料金收受業務
- (ウ) 総合案内業務
- (エ) 安全管理及び緊急時対応に関する業務
- (オ) 避難所対応業務
- (カ) 広報・誘致業務
- (キ) 駐車場管理業務
- (ク) 行政等への協力業務
- (ケ) 事業期間終了時の引継ぎ業務
- (コ) その他、上記業務を実施する上で必要な関連業務

⑦ B リーグ改修・魅力化改修業務

- (ア) 新 B1 アリーナ基準の充足を目的とした設計・改修業務
- (イ) 本施設の魅力化を目的とした設計・改修業務
- (ウ) 上記(ア)(イ)業務に伴う什器備品設置業務
- (エ) 事前調査業務
- (オ) 各種申請等業務

- (カ) 工事監理業務
- (キ) その他、上記業務を実施する上で必要な関連業務

⑧ 自主事業

- (ア) 本施設の収益性及び魅力向上に資する事業
- (イ) 飲食・物販業務
- (ウ) 広告誘致業務
- (エ) ネーミングライツ業務
- (オ) エリアマネジメント・地域連携に関する業務
- (カ) その他、事業者の提案により実施する業務

※事業者は、本施設の収益性及び魅力向上を目的として、事業者の独立採算により自主事業を行うことができる。

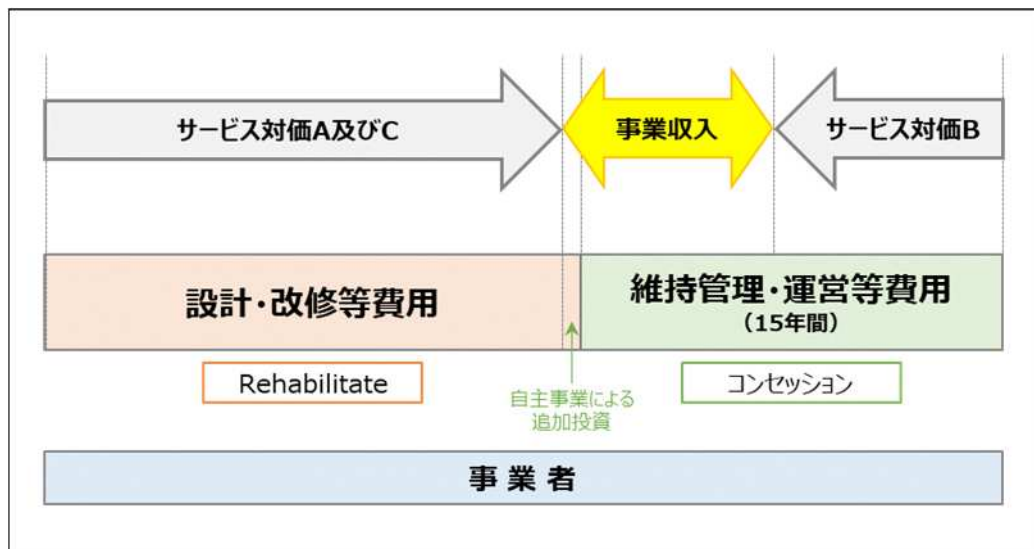
※事業者が行う収益性及び魅力向上に資するサービスの提供は、運営権を権原に事業者自ら実施又は第三者に委託することを想定している。また、事業者が本市と賃貸借契約を締結の上、第三者に転賃貸借を行うことも可能とする。

※事業者は、要求水準を充足する場合に限り、本市の事前の承認を得た上で、自らの責任及び費用負担により、対象施設のサービス向上及び収益性の確保に資する追加投資を行うことができる。

※詳細については、実施方針等及び入札説明書等公表時において示す。

(6) 事業者の収入に関する事項

事業者の収入については、下図の通り想定している。



1) サービス対価

① サービス対価 A

本市は、事業者が行う統括管理業務、設計・期初修繕・改修業務、計画修繕業務に関する費用について、市が設定した上限金額の範囲内で事業者が提案した金額をもとに、事業契約に定めた金額をサービス対価 A として事業者を支払うものとする。

② サービス対価 B

施設の維持管理及び運営については、事業者による利用料金収入等及び本市による運営費用負担による事業運営を想定している。

本市は、事業者が行う開業準備業務、維持管理業務、運營業務に関する費用について、市が設定した上限金額の範囲内で事業者が提案した金額をもとに、事業契約に定めた金額をサービス対価 B として事業者を支払うものとする。事業者は、本市による負担総額及び各年度の負担額を提案するものとする。

また、事業者は本市による負担総額を 0 円とする提案をする場合に限り、運営権対価を提案できるものとする。

③ サービス対価 C

本市は、事業者が行う B リーグ改修・魅力化改修業務に関する費用について、市が設定した上限金額の範囲内で事業者が提案した金額をもとに、事業契約に定めた金額をサービス対価 C として事業者を支払うものとする。

2) 利用料金収入等

本施設の利用料金は事業者が自らの収入として収受することができる。

興行等のために利用する場合の利用料金体系及び水準については、事業者の提案に基づき、本市と協議の上で事業者が設定する。

その他の催しや市民スポーツ等に利用する場合の利用料金体系及び水準については、事業者の提案を参考として、本市が定める条例の範囲内で事業者が設定する。

詳細については、実施方針等及び入札説明書等公表時において示す。

3) 自主事業収入

事業者は、自主事業の収入を自らの収入として得ることができる。

4) 事業者の収益等の帰属について

事業者の創意工夫によって生じる収入増及び経費節減による支出減については、原則として事業者に帰属させることを想定している。

なお、一定の範囲内においてプロフィットシェア（入札時に提出する計画以上の利益が得られた場合に、その利益の一部を市に還元する）を導入する予定である。

詳細については、実施方針等及び入札説明書等公表時において示す。

(7) 事業者

事業者は、単体企業又は複数の企業によって構成される企業グループにより設立された特別目的会社（以下、「SPC」）を想定している。

詳細については、実施方針等及び入札説明書等公表時において示す。

2. 要求水準書

本市は、特定事業として事業者を実施を求める内容について要求水準として定める。実施を求める各業務の詳細な要求性能等については、今後、実施方針等及び入札説明書等公表時において示す。

3. 市と事業者のリスク分担の基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、リスクを最も良く管理することができる者が当該リスクを分担することで、より質の高いサービスの提供を目指すものであり、事業者が担当する業務については、事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として事業者が負うものとする。ただし、本市が負うべき合理的な理由がある事項については、本市が責任を負うものとする。

予想されるリスク及び本市と事業者の責任分担の詳細については、今後、実施方針等及び入札説明書等公表時において示す。現時点のリスク分担の案について、別紙に示す。

4. 事業の実施状況についてのモニタリング

要求水準の達成状況、事業者が提供するサービス内容及び財務状況を把握するために、事業者によるセルフモニタリングの結果の確認の他に、本市は実績評価等のモニタリングを行うことを想定している。詳細については、今後、実施方針等及び入札説明書等公表時において示す。

5. 事業者の権利義務等に関する制限及び手続き

(1) 事業者の保有する運営権の譲渡

事業者は、原則、運営権の譲渡、担保提供その他の方法による処分ができないものとする。ただし、事業者から全部又は一部の運営権の譲渡の申請があった場合、新たな事業者となる者について欠格事由や実施適合性等、事業者選定の際に確認した条件に照らして審査を行い、当該譲渡がやむを得ない場合であり、かつ、当該譲渡後においても運営権の存続期間終了まで本事業を安定的に実施継続可能であると認めたときに限り、本市は PFI 法第 26 条第 2 項に基づく許可を行うことを想定している。

(2) 事業者の株式の新規発行及び処分

事業者は、議決権を有する株式（一定の条件で議決権を有することとなる株式、及び、取得請求権付株式又は取得条項付株式で議決権を有する株式が取得の対価として発行される可能性のある株式を含む。以下、「議決権付株式。」）並びに議決権付株式に該当しない株式（以下、「完全無議決権株式」）を発行することができる。なお、議決権付株式にかかる新株予約権は議決権付株式とみなし、完全無議決権株式のみにかかる新株予約権は完全無議決権株式とみなす。

① 完全無議決権株式

事業者は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定に従って、完全無議決権株式を発行し、割り当てることができる。完全無議決権株式を保有する者は、完全無議決権株式を譲渡し又は質権その他の担保権を設定する（以下、「処分」）ことができる。

なお、完全無議決権株式の譲受人は、以下の資格要件を全て満たすものとし、完全無議決権株式の譲渡が行われた場合、事業者は、株式の譲渡を行った者に対し、以下の資格要件を満たしたうえで株式の譲渡を行っていることを誓約させるとともに、株式の譲渡先等、本市が必要とする情報を報告するものとする。

② 議決権付株式

事業者は、議決権付株式を新たに発行する場合、入札説明書等公表時に示す基本協定書によりあらかじめ認められたものを除き、本市の事前の承認を受けるものとする。また、議決権付株式を保有する者（以下、「議決権付株主」）が、自ら保有する議決権付株式を、他の議決権付株主又は本市との間で締結された契約等によりあらかじめ処分先として認められた者（例：事業者に対して融資等を行う金融機関等）以外の第三者に対して譲渡、担保権の設定その他の処分を行おうとするときは、本市の事前の承認を受ける必要があるものとする。

本市は、議決権付株式の譲受人が、公募時の参加資格に準じた一定の資格要件を満たしており、かつ、当該議決権付株式の処分が事業者の事業実施の継続を阻害しないと判断する場合には、株式処分を承認することとする。

6. 事業者の募集及び選定に関する事項

（1）募集及び選定方法

本事業は、本事業を実施する事業者が本市の定める事業参画に必要な資格を有しており、かつ提案内容が本市の要求する性能要件を満たすことを前提として、事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスを求めるものとし、事業者の幅広い能力・ノウハウ・実績等を総合的に評価して選定する。

事業者の選定方法は、総合評価一般競争入札方式を採用するものとする。

（2）審査に関する事項

本事業を実施する民間事業者の選定にあたり、本市は、学識経験者等で構成する「富山市総合体育館 R コンセッション事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」）を設置する。

選定委員会は、落札者決定基準等の事業者選定に関する書類の検討を行うとともに、落札者決定基準に基づき応募者の提案を審査する。落札者決定基準の詳細については、入札説明書等公表時において示す。

（3）応募者の備えるべき参加資格要件

1) 応募者の構成員及び協力企業

応募者は、構成員及び協力企業により構成されるものとし、参加表明書の提出時に構成員及び

協力企業の企業名並びにそれらが携わる業務について明らかにするものとする。なお、構成員及び協力企業の定義は次の通りである。

- ・ 「構成員」とは、SPC に対して出資する者であり、SPC が直接業務を委託し又は請負わせることを予定する者をいう。
- ・ 「協力企業」とは、SPC に対して出資を行わない者であり、SPC が直接業務を委託し又は請負わせることを予定する者をいう。

2) 応募者の構成等

- ア 応募者は、本事業において統括管理業務、設計・期初修繕・改修業務、計画修繕業務、開業準備業務、維持管理業務、運營業務、B リーグ改修・魅力化改修業務を実施する企業が構成員又は協力企業として含まれるグループとする。
- イ 複数業務の参加資格要件を満たすものは、当該複数業務を行うことができる。
- ウ 応募者の構成員及び協力企業が、他の応募者の構成員及び協力企業となることは認めない。
- エ 応募者は、構成員の中から代表となる企業（以下、「代表企業」）を定めることとし、代表企業が応募手続き等を行うこととする。

3) 応募者の参加資格要件

応募者の構成員及び協力企業は、次の参加資格要件を満たすものとする。

① 全ての業務に共通する参加資格要件

構成員は、本市の競争入札参加資格者名簿に登載された者であること。

② 各業務の参加資格要件

本事業の各業務にあたる者に関する参加資格要件の詳細については、今後、実施方針等及び入札説明書等公表時において示す。なお、参加資格要件には、各業務に関する実績を考慮する。

③ 応募者の制限

次のいずれかに該当する者は、応募者の構成員及び協力企業となることができない。

- ア PFI 法第 9 条の規定に該当する者。
- イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- ウ 富山市競争入札参加有資格者指名停止要領に基づく指名停止期間中の者。
- エ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 26 条第 2 項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者。
- オ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止命令を受けている者。
- カ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下、「旧更生事件」）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下、「旧法」）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下、更生手続開始の申立て）をしている者又は更生手続開始の申立てをなされている者。ただし、

同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者が、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合又はその者の一般競争入札参加資格の再認定がなされた場合を除く。

- キ 民事再生法第 21 条の第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合を除く。
- ク 平成 18 年 4 月 30 日以前に会社法（平成 17 年法律第 86 号）の施行に伴う改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者。
- ケ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産の申立てがなされている者。
- コ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けている者。
- サ 法人税、事業税、消費税、地方消費税を滞納している者。
- シ 本事業のアドバイザー業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。本事業のアドバイザー業務に関与したものは、次の通りである。なお、入札説明書等公表時に追加されることがある。
 - ・ ㈱日本総合研究所
 - ・ ワース・コンサルティング㈱
 - ・ 日建設計コンストラクション・マネジメント㈱
- ス 本事業の選定委員会の委員、及び委員が属する組織、又はその組織と資本面若しくは人事面において関連がある者。
 - ・ 「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 以上を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 以上の出資をしている者をいう。
 - ・ 「人事面において関連がある者」とは、代表権を有する役員が他の者において代表権を有する役員を兼ねている場合における他の者をいう。
- セ 富山市暴力団排除条例（平成 24 年富山市条例第 13 号）第 6 条に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者。

7. 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

（1）事業の継続に関する基本的な考え方

本事業に関し、事業者は、SPC の設立等により出資企業の倒産の影響を受けないための措置をあらかじめ講じることとする。また、事業の継続が困難となる事由が発生した場合には、事業契約に定める事由毎に、本市及び事業者の責任に応じて、必要な措置を講じることとする。

また、本市は本事業の安定的な継続を図るために、一定の重要事項について、必要に応じて、事業者資金提供を行う金融機関等の融資機関又は融資団と協議を行い、当該融資機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

(2) 事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となった場合の措置については、事業契約に定めるものとする。なお、本事業の継続が困難となった場合、本市は事業契約を解除して、他の事業者と事業の継続につき協議することができること、事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となり、本市が事業契約を解除した場合には、本市は事業者に対し損害賠償及び違約金を請求することができることを定める予定である。

8. 選定スケジュール

現在想定している選定スケジュールを以下に示す。

| 年月 | 内容 |
|--------|---------------------------------|
| 令和5年7月 | 基本的な考え方（本書） 公表 |
| 7～8月 | 基本的な考え方に対する意見受付、マーケットサウンディング実施 |
| 10月 | 実施方針・要求水準書（案）等 公表 |
| 11月 | 実施方針・要求水準書（案）等に対する質問・意見受付、回答・公表 |
| 12月 | 債務負担行為 議決 |
| 令和6年1月 | 特定事業の選定・公表 |
| | 入札公告 |
| 2月 | 入札公告に対する質問受付、回答・公表 |
| | 参加表明書の受付 |
| 3～4月 | 個別対話の実施、実施結果の公表 |
| 5月 | 入札及び提案書の受付 |
| 6月 | 落札者の決定 |
| 9月 | 事業契約締結 |

別紙 1

用語集

本書において使用する用語の定義は次の通りとする。

| 用語 | 定義 |
|--------|--|
| 本事業 | 「富山市総合体育館 R コンセッション事業」をいう。 |
| 事業者 | 本事業の実施に際して本市と事業契約を締結し、事業を実施するものをいう。 |
| 構成員 | SPC に対して出資する者であり、SPC が直接業務を委託し又は請負わせることを予定する者をいう。 |
| 協力企業 | SPC に対して出資を行わない者であり、SPC が直接業務を委託し又は請負わせることを予定する者をいう。 |
| 本施設 | 本事業の対象施設である、富山市総合体育館及び富山市 3x3 バスケットボールコートをいう。 |
| 応募者 | 本施設の設計、修繕、改修及び維持管理・運営等の能力を有し、本事業に参加する複数企業からなるグループをいう。 |
| 落札者 | 富山市総合体育館 R コンセッション事業者選定委員会において落札者決定基準に基づいて選定された応募者をいう。 |
| 実施方針等 | 実施方針の公表の際に本市が公表する書類一式をいう。具体的には、実施方針、要求水準書（案）等をいう。 |
| 入札説明書等 | 入札公告の際に本市が公表する書類一式をいう。具体的には、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、事業契約書（案）、基本協定書（案）、様式集等をいう。 |
| サービス対価 | 本事業に係るサービスの対価として、本市が事業者に対して支払う料金をいう。 |

別紙 2

リスク分担表 (案)

| 段階・リスク種類 | リスク内容 | 負担者 | |
|--------------|-------------------------------------|-----|-----|
| | | 本市 | 事業者 |
| ■共通 | | | |
| 応募に係る費用 | 本事業への応募に係る費用 | | ○ |
| 入札手続 | 入札説明書等の誤り、入札手続の誤り | ○ | |
| 許認可の遅延等 | 本市の帰責事由による許認可の取得遅延、失効 | ○ | |
| | 上記以外の事由による許認可の取得の遅延、失効 | | ○ |
| 住民対応 | 本事業を行うこと自体に関する反対運動、訴訟等 | ○ | |
| | 上記以外の事由に関する反対運動、訴訟等 | | ○ |
| 法令変更 | 総合体育館の改修・運営等に影響を及ぼす法制度の新設・変更に関するもの | ○ | |
| | 自主事業の実施に影響を及ぼす法制度の新設・変更に関するもの | | ○ |
| | 本事業のみならず、広く一般的に適用される法制度の新設・変更に関するもの | | ○ |
| 税制変更 | サービス対価にかかる消費税の変更 | ○ | |
| | 上記以外の消費税の変更 | | ○ |
| | 総合体育館の改修・運営等に影響を及ぼす税制の新設・変更 | ○ | |
| | 自主事業の実施に影響を及ぼす税制の新設・変更 | | ○ |
| | 法人の利益にかかる税制度の変更によるもの（法人税率等） | | ○ |
| 政策変更 | 本市の政策変更による事業内容の変更、中止 | ○ | |
| 議会承認 | 本市の帰責事由により議会承認が得られなかった場合 | ○ | |
| | 上記以外の事由により議会承認が得られなかった場合 | | ○ |
| 労災 | 民間事業者が行う業務における従業員の労働災害 | | ○ |
| 資金調達 | 市が調達する補助金や地方債の額の変動により生じるもの | ○ | |
| | 上記以外の資金の確保に関するもの | | ○ |
| 金利変動 | 金利の変動※1 | | ○ |
| 物価変動 | 物価の変動（インフレ・デフレ）※2 | ○ | ○ |
| 不可抗力 | 不可抗力による物的・人的損害※3 | ○ | △ |
| 事業中止・延期 | 本市の帰責事由による事業中止・延期 | ○ | |
| | 上記以外の帰責事由による事業中止・延期 | | ○ |
| ■契約前 | | | |
| 契約締結 | 本市の帰責事由による契約締結遅延・未締結 | ○ | |
| | 上記以外の帰責事由による契約締結遅延・未締結 | | ○ |
| ■設計段階 | | | |
| 測量・調査 | 本市が実施した測量・調査に関するもの | ○ | |
| | 上記以外の測量・調査に関するもの | | ○ |
| 設計変更 | 本市の帰責事由による設計変更、費用増加 | ○ | |
| | 上記以外の帰責事由による設計変更、費用増加 | | ○ |
| 設計完了の遅延 | 本市の帰責事由による設計完了の遅延 | ○ | |
| | 上記以外の帰責事由による設計完了の遅延 | | ○ |
| 第三者賠償 | 設計業務に起因する騒音、振動、電波障害及び有害物質の流出等に関するもの | | ○ |

| 段階・リスク種類 | リスク内容 | 負担者 | |
|---------------------------|--|-----|-----|
| | | 本市 | 事業者 |
| ■期初修繕・改修段階 | | | |
| 事業場所の確保 | 期初修繕・改修業務に必要な事業場所の確保 | ○ | |
| 地下埋蔵物 | あらかじめ想定し得ない地下埋設物の顕在化による費用増加、遅延 | ○ | |
| | 地下埋設物に関する上記以外のもの | | ○ |
| 土壌汚染 | あらかじめ想定し得ない土壌汚染による費用増加、遅延 | ○ | |
| 工事費増大 | 本市の帰責事由による工事費増大 | ○ | |
| | 上記以外の帰責事由による工事費増大 | | ○ |
| 工期遅延 | 本市の帰責事由による工期遅延 | ○ | |
| | 上記以外の帰責事由による工期遅延 | | ○ |
| 性能未達 | 契約で定められた要求水準の未達 | | ○ |
| 工事監理 | 工事監理の不備による損害、費用増加、遅延 | | ○ |
| 第三者賠償 | 期初修繕・改修業務に起因する騒音、振動、電波障害及び有害物質の流出等に関するもの | | ○ |
| 施設損害 | 引渡し前の施設等の損害 | | ○ |
| ■維持管理・運営段階 | | | |
| 維持管理・運営開始遅延 | 本市の帰責事由による維持管理・運営開始遅延 | ○ | |
| | 上記以外の帰責事由による維持管理・運営開始遅延 | | ○ |
| 第三者賠償 | 維持管理・運営業務に起因する騒音、振動、電波障害及び有害物質の流出等に関するもの | | ○ |
| 施設の契約不適合 | 事業開始前の施設整備又は維持管理に契約不適合があった際の修繕、損害賠償 | ○ | |
| | 事業者が実施した改修業務に契約不適合があった際の修繕、損害賠償 | | ○ |
| 情報漏えいリスク | 本市の帰責事由による情報漏えい | ○ | |
| | 上記以外の帰責事由による情報漏えい | | ○ |
| 要求水準未達 | 契約で定められた要求水準の未達 | | ○ |
| 需要変動 | 総合体育館の需要変動による収入の増減※4 | △ | ○ |
| | 自主事業の需要変動による収入の増減 | | ○ |
| 維持管理・運営費増大 | 本市の帰責事由によるもの | ○ | |
| | 上記以外の事由によるもの（物価変動、金利変動によるものを除く） | | ○ |
| 施設・設備・備品・資料等の消失・滅失・損傷・盗難等 | 要求水準書等に示す民間事業者が行う業務範囲内のもの | | ○ |
| | 上記以外及び本市の帰責事由によるもの | ○ | |
| 修繕 | 要求水準に定めのない計画外の大規模修繕等に関するもの | ○ | |
| | その他の事由による修繕費の増減に関するもの | | ○ |
| 支払遅延・不能 | 本市の帰責事由による対価の支払遅延・不能 | ○ | |
| 公共施設等運営権の取消し | 緊急事態が発生した場合等、PFI法第29条2項に基づき、本施設を他の公共の用途に供するために公共施設等運営権を取り消した場合 | ○ | |
| ■移管 | | | |
| 性能確保 | 本事業終了時における施設の性能確保に関するもの | | ○ |
| 移管手続 | 本事業の終了手続に係る諸費用に関するもの | | ○ |

- ※1：金利変動は、原則として民間事業者のリスク負担とすることを想定している。ただし、本市から事業者に対するサービス対価の支払条件に応じて、本市と民間事業者のリスク分担を変更する可能性がある。
- ※2：物価変動は、事業契約に定める改定ルールに基づき、サービス購入費の増減を行うことを予定している。これ以外の物価変動リスク（自主提案事業に係るものを含む）については民間事業者の負担とする。
- ※3：不可抗力は、天災（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、落雷等）や戦争、テロ、疫病等、本市及び民間事業者のいずれの責にも帰すことができない自然的又は人為的な事象を想定している。
- ※4：総合体育館に関する施設使用料収入の変動リスクは、原則として民間事業者の負担とする。ただし、不可抗力等のやむを得ない事象に起因して想定外かつ大幅な減収が生じた場合は、負担方法について本市と民間事業者で協議することを想定している。